

平成 15 年 11 月 28 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 1 回）

群馬県農産物の安全を確保するため、群馬県食品安全検査センターにおいて、野菜や果物など県産農産物の残留農薬検査を開始しました。10月未までの結果を下記のとおりとりまとめましたので公表します。

1 検査概要

10月14日から10月末日までに、県内の集出荷場等から野菜10検体、果物3検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	1 0	ナス（10）
果 実	3	ナシ（3）
合 計	1 3	

* 検体入手先は、県内 8 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

クロルピリホス、ダイアジノン、マラチオン、フェニトロチオン ほか 28 薬剤

平成 15 年 12 月 17 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 2 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

11月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

11月1日から11月末日までに、県内の集出荷場等から野菜10検体、工芸農作物10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	1 0	ねぎ（10）
工芸農作物	1 0	こんにゃく（10）
合 計	2 0	

* 検体入手先は、県内9JA。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

クロルピリホス、ペンディメタリン、マラチオン、フェニトロチオン ほか28成分

平成 16 年 1 月 13 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 3 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

1 2 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

1 2 月 1 日から 1 2 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 1 0 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	1 0	ほうれんそう（10）
合 計	1 0	

* 検体入手先は、県内 5 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

ダイアジノン、マラチオン、フェニトロチオン、メプロニル ほか 2 9 成分

平成16年2月17日
担当 蚕糸園芸課
内線 3124

農産物等安全検査の結果について（第4回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

1月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

1月5日から1月末日までに、県内の集出荷場等から野菜16検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。但し、一部の検体において、適用外農薬の使用がありました。

区分	検体数	検査品目
野菜	16	ミニトマト(6) ヤマトイモ(10)
合計	16	

* 検体入手先は、県内5JA。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

クロルピリホス、マラチオン、ペンディメタリン、キノメチオネート ほか27成分

4 適用外農薬使用の結果について

上記検査の結果、ミニトマトに使用できない農薬の使用が2件確認されましたので、県農薬適正使用条例及び農薬取締法に基づき、関係者に対して指導を行いました。

その結果については下記のとおりです。

(1) 検査結果

ア 対象農産物 ミニトマト2検体

イ 検体採取場所 前橋市内

ウ 適用外農薬名

(ア) モレストン水和液

a 農薬成分名 キノメチオネート

b 検出濃度 0.1 ppm

（食品衛生法上の残留農薬基準は0.5 ppm未満であり、これを下回っていました。）

(イ) カスミンC水和液

a 農薬成分名 キャプタン

b 検出濃度 0.2 ppm

（食品衛生法上の残留農薬基準は5.0 ppm未満であり、これを下回っていました。）

(2) 農家の対応

適用外農薬を使用した農家は、関係機関の指導を得て、以降の収穫物については廃棄し、再度の残留農薬検査によって安全性が確認されるまで出荷を自粛いたしました。

(3) 県の対応

当該関係団体の協力を得て、農薬使用記録の確認と再発防止対策の実施を要請しました。

また、今後出荷する農産物について、残留農薬自主検査の実施等を要請しました。

5 参 考

トマトはこれまで”トマト”として農薬登録されていましたが、平成15年3月10日の農薬取締法の改正に伴い農薬登録における適用作物の見直しが行われ、直径3 cm以下のものについては”ミニトマト”としての区分が新設されました。

これに伴い、適用農薬についても見直しが行われました。

今回、誤って使用した2農薬についてはトマトに登録があり、この改正以前は”トマト”としてミニトマトにも使用が認められていた農薬です。

平成 16 年 3 月 1 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 5 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

2 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

2 月 1 日から 2 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 19 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	19	いちご（10）、トマト（9）
合 計	19	

* 検体入手先は、県内 11JA。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 378）

3 検査項目

クロルピリホス、マラチオン、トリクロホスメチル、メプロニル ほか 29 成分

平成 16 年 4 月 7 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 2 4

農産物等安全検査の結果について（第 6 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

3 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

3 月 1 日から 3 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 19 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	19	きゅうり(10)、にら(9)
合 計	19	

* 検体入手先は、県内 7 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 378）

3 検査項目

クロルピリホス、パラチオンメチル、トクロホスメチル、フェンバレレート ほか 26 成分